

令和7年神奈川県議会第1回定例会 共生社会特別委員会

令和7年3月10日

◆おだ幸子委員

公明党のおだ幸子でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私からは、まず、特別支援教育の推進の中で、情報機器の整備についてお伺いいたします。

情報化社会を生きる子供たちにとって、1人1台端末を中心とした情報機器の学習環境を整えることは、ますます重要なものとなってきています。そこで、特別支援学校における情報機器の整備の状況や子供の学びを支える教員への支援について何点かお伺いします。

まず、一人一人、障害の状況が異なる特別支援学校において、1人1台端末をはじめとする情報機器を学習活動で活用することの効果について伺います。

◎特別支援教育課長

障害のある子供たちは、障害の状態や特性、それに伴う学びにくさが多様で、一人一人、状況が異なります。指導に当たっては、個々の教育的ニーズを把握し、それぞれの状況に応じた支援の手立てが必要になりますが、情報機器をその手立ての一つとして活用することで、学びにくさが軽減されるという効果があります。

◆おだ幸子委員

それでは、先ほどもちょっとお話をあったかと思いますが、具体的にはどのような活用をされているのか、活用事例を教えてください。

◎特別支援教育課長

例えば、活動時間の見通しを持ちにくい子供が円グラフで示された時間が経過とともに小さくなることで残り時間が視覚的に分かるアプリを日常的に活用しているという事例、キーボードでの文字入力が難しい子供が音声入力アプリを活用して入力をしているという事例、また、動画の作業手順をタブレット端末で確認しながら1人で調理実習に取り組むなど、こうした事例がございます。

◆おだ幸子委員

非常に、多彩な活用例があるということがよく分かりました。

1人1台端末を活用するためには十分なネットワーク環境が必要だと考えますけれども、特別支援学校のそのネットワークの整備状況というのはどのようにになっていきますでしょうか。

◎特別支援教育課長

令和5年度の1人1台端末の整備に合わせて、学校外のWi-Fi環境になぐことでもできる学習活動用回線を新たに整備しました。

◆おだ幸子委員

新たに整備されたということなんですかけれども、特別支援学校ではないのですけれども、ほかの学校で、子供たちが一斉に端末をつないで、ネットワークがつながりにくくなつたので、授業に支障が出てしまつたという事例があつたのですけれども、そういう状況は起きていませんでしょうか。

◎特別支援教育課長

使用する人数規模に対応できるネットワーク環境を整備しております、特別支援学校は、一遍にアクセスする数というところは、ほかの学校に比べれば、少ないという状況がございますので、ネットワークにつながりにくくなるということは起きておりません。ただ、建物の構造上、つながりにくいなどがありました場合、学校からの相談に応じて、アクセスポイントの増設を適宜行っております。

◆おだ幸子委員

今度は、教員の側からちょっと見まして、一人一人の状況に応じて情報機器を活用する際に、教員の負担になることも考えられると思うのですけれども、学校ではどのようにやっていらっしゃるのでしょうか。

◎特別支援教育課長

特別支援学校では、基本的にチームで指導に当たっております、教員同士が活用実践を日常的に共有しています。また、授業で作成した教材データをクラウドに保存しております、こうしたデータを子供たちの状況に応じて、適宜、変更して活用することができるなど、業務の省力化も図られております。

◆おだ幸子委員

共有しているということでよく分かりました。ただ、もうちょっとお尋ねしますと、中には、苦手な先生もいらっしゃるかと思うのですけれども、そういう方に対するフォローですか、体制、学ぶ機会というのはあるのでしょうか。

◎特別支援教育課長

教員によっては、得意、不得意、苦手というようなこともありますかと思うんですけれども、各学校において、定期的に校内研修を実施しまして、各教科等での活用や一人一人の障害の状態等に応じた活用について授業での実践事例を持ち寄って、校内全体で共有するなど、工夫しています。また、県教育委員会でも研修を実施しております、今年度は、国の学校DX戦略アドバイザーを講師に1人1台端末の効果的な活用について研修を実施しております。

◆おだ幸子委員

この質問について最後に、県教育委員会といたしましては、今後、子供たちが情報機器を効果的に活用するためにどのように取り組んでいかれるのでしょうか。

◎特別支援教育課長

県教育委員会では、情報機器が子供たちの社会参加における有用な支援ツールと認識しております。今後、様々な会議等を通して、授業実践の事例を共有し、学校間での情報共有をさらに進めます。また、教員のニーズを踏まえた研修を実施し、個々の状況に応じた情報機器の活用ができるよう、進めてまいります。

◆おだ幸子委員

それでは、要望を申し上げます。

特別支援学校における情報機器は、様々な障害のある子供たちにとって、可能性を広げる大変重要なツールであると考えます。子供たち一人一人の状況に応じて、情報機器を効果的に活用ができるよう、教員の学びを支える手立てとして、教員研修や教材等のプラットフォームを充実していただくようにお願いいたします。

続きまして、部活動の地域移行の取組についてお伺いいたします。

令和4年に国からガイドラインが出されて、令和5年度から本格的に部活動の地域移行が始まりました。今、全国の様々な活動事例が頻繁に報道されている状況でございます。本県においても県の方針を作成し、地域移行に向けた取組を行っていますが、生徒や保護者の方の不安の声を耳にすることがございます。また、部活動を指導する教員からは、今後、指導ができなくなるのではとの心配の声も聞かれています。そこで、それらの不安や心配の声にどのように取り組んでおられるのか、何点かお伺いいたします。

まず初めに、どうして現状の部活動を地域に移行しなければならないのか、改めて確認をさせていただきます。

◎保健体育課長

部活動は、学校教育の一環として、これまで、教員の献身的な支えにより、我が国のスポーツ・文化芸術振興を担うとともに、生徒の自主的で多様な学びの場として、教育的意義を有してきました。しかし、少子化の進展により、従前と同様の体制で部活動を運営することが難しくなったこと、学校の働き方改革が進む中、教員が顧問を務めるこれまでの指導体制を継続することが、より一層、厳しくなっていっているという状況にあります。こうした中、国は、公立中学校における休日の部活動を段階的に地域に移行することとし、生徒がスポーツ・文化芸術等の活動に継続して親しめる環境の整備に向けた考え方を示したものでございます。

◆おだ幸子委員

理由についてよく分かりました。実際、教員の働き方に関する課題もあるのですが、部活動をやりたくて教員になったという先生も多くいらっしゃると聞いております。その先生たちからしますと、部活動がやりたくて教員になったのに、指導することができなくなるのではないかという心配もあるかと思います。また、そうすることで、教員を希望する方が減ってしまうのではないかというお

声も伺います。何か、対応策はあるのでしょうか。

◎保健体育課長

県の方針において、学校部活動の受皿となる地域クラブにおいて、服務を監督する市町村教育委員会から兼業・兼職の許可を得た上で、地域クラブでの指導を行うことができるということを示しております。また、受皿となる地域クラブがない場合は、教員の負担軽減の取組を行いながらも、例えば、複数校による合同部活動を行うなど、様々な工夫例を示しております。

◆おだ幸子委員

兼業・兼職の許可、あるいは複数校での合同開催というものもあるということです。よく分かりました。

続いて、今度は、保護者にとってなんですかれども、今まででは、学校の中での活動で、生徒がけがをしても災害共済給付が行われていたかと思うのですが、地域クラブでの活動になった場合に同様の補償というのは受けられるのでしょうか。

◎保健体育課長

県の方針では、生徒が安心して地域クラブ活動に参加できるよう、クラブの運営主体に対して、けがなどを補償する保険や個人賠償責任保険への加入を推奨しています。学校管理外の活動は部活動で利用している災害共済給付の対象外となりますけれども、国や県が加入を推奨しているスポーツ安全保険、ここでは、災害共済給付制度と同程度の補償を受けられ、かつ、賠償責任も含むように改善をしております。

◆おだ幸子委員

賠償も含むようにスポーツ安全保険が改善されたという事実が分かりました。

続いて、データベースについてお伺いしたいのですけれども、スポーツクラブや市町村が指導者を確保することを支援するために、県では、かながわ地域クラブ活動指導者データベースを運用されておりますが、実際に、スポーツクラブや市町村が指導者と契約しようと思ってデータベースを利用しようとする場合、どのような手続が必要なのでしょうか。

◎スポーツ課長

手續でございます。まず、県のホームページにおきまして、かながわ地域クラブ活動指導者データベースの指導者リストの公開をしております。ですので、スポーツクラブの方や市町村の方は、まず、そのリストを御覧いただくことになります。そして、その中から交渉を希望するような指導者が見つかりましたら、リストに連絡先が公開されている指導者がおりますので、そういう方々に関しましては、その連絡先に、直接、御連絡をしていただくことになります。またですね、連絡先、個人情報の関係から公開されていない方もいらっしゃいますけれども、そういう方につきましては、県のほうに市町村やスポーツクラブから情報提

供の依頼をいただくことになります。そして、県のほうから連絡先をそうした団体に提供いたしますので、やはり、その連絡先を通じて、直接、指導者と連絡を取るという形になります。そして、連絡を取った後は、団体と指導者の方々との間で、直接、面接などを行って、そして、交渉が成立すれば、契約を行って指導をしていただくると、そのような流れになると想定をしております。

◆おだ幸子委員

そうしますと、スポーツクラブや市町村としては、最終的には、指導者と、直接、交渉ですとか契約を行うことは、今、分かったのですが、どうしても、県が運営するデータベースに登録されている指導者だから安心って思ってしまうのではないかなということを想像するんですね。県としては指導者の資質について確認をされるのかどうか、ここをお伺いします。

◎スポーツ課長

指導者の資質面でございますけれども、まず、データベースの登録の手続に際しましては、指導者として一定の能力があることを確認するために、例えば、日本スポーツ協会の競技別指導者資格などを持っていることですとか、また、学校部活動において部活動指導員としての指導の経験があること、また、教員の免許を持っていて、かつ、部活動をやっていくクラブの指導経験があることなど、県が定める要件のうちいづれか一つを満たしていることで、まず、指導者の能力を確認いたします。また、その都度、一方で、パワハラやセクハラといった指導者として不適格な行為を行っていないのかを確認します。そういう不適切なことを行っていないということと行ったことがないということ、また、今後も行わないということにつきまして、誓約書を提出していただきます。こうした形で、指導者としての能力と資質の方を問題がないことをあらかじめ確認した上で、データベースのほうに登録をし、実際に公開するというふうにしております。

◆おだ幸子委員

まず、指導者としての能力があるか確認をして、その上で、セクハラとかパワハラに関する誓約書を書いていただくということが分かりました。

仮にそれをやっていただきても指導者に問題があることが判明した場合、県としてどういうふうに対応されるのでしょうか。

◎スポーツ課長

もしも指導者に問題があるということが判明した場合ですけれども、その内容にもよりますけれども、仮に、誓約書に記載されている内容に反しているということが明らかになりますれば、データベースから登録の取消しを行うということになります。

◆おだ幸子委員

この点、やはり、保護者の方もすごく心配していらっしゃることで、県としても、県の立場を守るという意味でも、厳格に運用していただきたいなと思いま

す。

この地域移行、全国のどの地域でも初めての経験であり、分からぬこともありますけれども、今、申し上げたような不安とかの声を聞きますと、やはり、情報発信不足が、生徒、保護者、また、地域の指導者を不安にさせている面もあるのではないかなど思います。そのため、今後、より一層の周知や広報が必要だと思いますが、いかがお考えでしょうか。

◎保健体育課長

地域移行を担う市町村の担当課やスポーツ・文化芸術の関係団体などには、地域移行連絡会などの様々な機会を通して、今後の方向性を広く周知するとともに、地域移行に関する情報を発信していきたいと考えております。また、生徒、保護者、学校関係者や地域に対しては、市町村が、より一層、情報発信するよう、連携し、促していきます。さらに、県地域クラブ活動コーディネーターが市町村を訪問し、相談、助言などを行いながら、各地域が実情に応じた地域移行の成功事例を生み出していくことができるよう、支援を継続していきたいと考えております。

◆おだ幸子委員

より一層の情報発信をよろしくお願ひいたします。

では、最後に要望を申し上げます。

国は、部活動から地域クラブでの活動に大きくかじを切り、取組を進めていますが、生徒や保護者にとっては、情報も少なく、不安や心配な部分も多くあると思います。また、実際に生徒を指導している教員や地域の指導者からも同様のお声を伺っております。現在、国が今後の検討を進めていると聞いておりますが、それらの情報を迅速に周知していただきまして、不安や心配を取り除いていただくよう、よろしくお願ひいたします。